

## 法人カード規定

### 1. (カードの利用)

普通預金（無利息型普通預金を含みます。以下「預金」といいます。）について発行した法人キャッシュカード（以下「カード」といいます。）は、当該預金口座について、次の場合に利用することができます。

- (1) 当金庫、しんきんネットキャッシュサービス加盟の信用金庫（以下「提携金庫」といいます。）、ゆうちょ銀行およびローソン銀行の現金自動預金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。）を使用して預金に預入れをする場合
- (2) 当金庫、提携金庫、ゆうちょ銀行およびローソン銀行の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。）を使用して預金の払戻しをする場合
- (3) 当金庫および当金庫がオンライン現金自動振込機の共同利用による振込業務を提携した金融機関（以下「振込提携先」といいます。なお、以下「提携先」という場合は振込提携先を含みます。）の自動振込機（振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「振込機」といいます。）を使用して振込資金を預金口座からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合
- (4) 当金庫および提携金庫の窓口において預金の預入れまたは払戻しをする場合
- (5) 当金庫、提携金庫、ゆうちょ銀行およびローソン銀行の預金機または支払機を使用して預金の残高照会等、当金庫所定の取引をする場合

### 2. (預金機による預金の預入れ)

- (1) 預金機を使用して預金に預入れをする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカード（またはカードと通帳）を挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) 預金機による預入れは、預金機の機種により当金庫、提携金庫、ゆうちょ銀行またはローソン銀行所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの預入れは、当金庫、提携金庫、ゆうちょ銀行またはローソン銀行所定の枚数による金額の範囲内とします。
- (3) 当該口座についてカードによる預入れがあった場合には、「しんきんオンライン現金自動預金機専用通帳」に「お取扱明細票」を綴りこんで保管してください。

### 3. (支払機による預金の払戻し)

- (1) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当金庫または提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当金庫または提携先所定の金額の範囲内とします。なお、支払機による1日あたりの支払限度額は2百万円とします。また、1日あたりの払戻し回数および払戻し金額を制限することができます。この場合、書面によって当店に届出てください。
- (3) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と第6条第2項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。

### 4. (カードによる窓口での預入れおよび払戻し)

- (1) カードにより窓口で預入れをする場合は、当金庫所定の入金票にカードの口座番号、法人名、代表者名、金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。なお、提携金庫の窓口で預入れをする場合は、カードを提出し、入金票に当金庫・支店名、カードの口座番号、法人名、代表者名、金額を記入のうえ、その提携金庫所定の手続きに従ってください。
- (2) カードにより窓口で払戻しをする場合は、当金庫所定の払戻請求書にカードの口座番号、法人名、代表者名、金額その他の必要事項を記入のうえ、カードとともに提出してください。なお、提携金庫の窓口で払戻しをする場合は、カードを提出し、払戻請求書に当金庫・支店名、カードの口座番号、法人名、代表者名、金額その

他必要事項を記入のうえ、その提携金庫所定の手続に従ってください。

#### 5. (振込機による振込)

振込機を利用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証番号その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

#### 6. (自動機利用手数料等)

- (1) 預金機または振込機を使用して預金に預入れをする場合には、当金庫または提携金庫所定の預金機・振込機の利用に関する手数料をいただきます。
- (2) 支払機または振込機を使用して預金の払戻しをする場合には、当金庫または提携金庫所定の支払機・振込機の利用に関する手数料（以下「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。
- (3) 自動機利用手数料は、預金の預入れおよび払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その預入れ・払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、提携金庫の自動機利用手数料は、当金庫から提携金庫に支払います。
- (4) 振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。
- (5) カードにより提携金庫の窓口で預金の預入れまたは払戻しをする場合には、提携金庫所定の窓口の利用に関する手数料（以下「窓口利用手数料」といいます。）を現金により提携金庫へお支払いください。

#### 7. (預金機・支払機・振込機が故障時等の取扱い)

- (1) 停電・故障等により預金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当金庫本支店または提携金庫の窓口でカードにより預金の預入れをすることができます。
- (2) 停電・故障等により支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当金庫が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当金庫本支店の窓口でカードにより預金の払戻しをすることができます。
- (3) 前2項による預入れおよび払戻しをする場合には、所定の入金票または払戻請求書にカードの口座番号、法人名、代表者名、金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。この場合、払戻請求書に所在地、電話番号等の記入を求めることがあります。
- (4) 停電・故障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前2項によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。
- (5) 当金庫、提携金庫、ゆうちょ銀行およびローソン銀行の支払機等が停電・故障等の場合は取扱いを一時停止することがあります。

#### 8. (カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入)

カードにより預入れた金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額、振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当金庫の預金機、支払機、振込機で使用された場合または当金庫本支店の窓口で提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。なお、預入れまたは払戻した金額とは別に、自動機利用手数料金額、振込手数料金額を通帳に記入します。

#### 9. (カードの紛失、届出事項の変更等)

- (1) カードを失った場合には、直ちに代表者から書面によって当店に届出てください。この届出を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) 前項の届出の前に、カードを失った旨電話による通知があった場合にも、前項と同様とします。なお、この場合にも、すみやかに書面によって当店に届出てください。
- (3) 氏名、代理人、暗証番号その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から書面によって当店に届出てください。なお、暗証番号を変更する場合は、当金庫の預金機または支払機を使用して、変更することが

できます。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(4) カードを失った場合のカードの再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

(5) カードを再発行する場合には、当金庫所定の再発行手数料をいただきます。

#### 10. (暗証番号の照合等)

(1) カードは他人に使用されないように保管してください。また、暗証番号は他人に知られないようにしてください。

(2) 当金庫が、カードの電磁的記録によって、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードを当金庫が交付したものと処理し、入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して預金の払戻しをしたうえは、カードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫および提携先は責任を負いません。ただし、この払戻しが偽造カードによるものであり、カードおよび暗証番号の管理について預金者の責に帰すべき事由がなかったことを当金庫が確認できた場合の当金庫の責任については、このかぎりではありません。

#### 11. (預金機・支払機・振込機への誤入力等)

(1) 預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。なお、提携金庫、ゆうちょ銀行およびローソン銀行の預金機または提携先の支払機および振込機を使用した場合の提携金庫、ゆうちょ銀行およびローソン銀行または提携先の責任についても同様とします。

(2) カードによる窓口での預金の預入れまたは払戻しをする際に、当金庫所定の入金票または払戻請求書への金額等の誤記入により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。なお、提携金庫の窓口で預金の預入れまたは払戻しをした場合の提携金庫の責任についても同様とします。

#### 12. (解約、カードの利用停止等)

(1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当店に返却してください。また、当金庫普通預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。なお、未処理取引のある場合は、その処理が終了するまで解約を延期させていただく場合があります。

(2) カードの改ざん、不正使用など当金庫がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当金庫からの請求がありしだい直ちにカードを当店に返却してください。

(3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当金庫の窓口において当金庫所定の本人確認書類の提示を受け、当金庫が本人であることを確認できたときに停止を解除します。

① 第13条に定める規定に違反した場合

② 預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当金庫が別途表示する一定の期間が経過した場合

#### 13. (譲渡・質入れ等の禁止)

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

#### 14. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、当金庫普通預金規定および振込規定により取扱います。

#### 15. (規定の変更)

(1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

(2021.4.5)